

町民の声への回答

【タイトル】 八東ふる里の森の保全に関する条例について

問合せのありました「八東ふる里の森の保全に関する条例」ですが、平成18年4月1日から施行されているとありますが、ご承知のとおり八頭町は、旧八東町・船岡町・郡家町が平成17年3月31日に合併してできた町であります。「八頭町ふる里の森条例」及び「八頭町ふる里の森条例施行規則」とも、旧八東町時代からのものを引き継いで条例化されているものであり、合併後、新たに「八東ふる里の森の保全に関する条例」を制定したこともありませんし、鳥取県自然環境保全条例から見ても問題は無いと判断しています。

また、公園内での行為ですが、ご承知のとおり、全国（北は北海道、南は沖縄）からアカショウビン、コノハズクなどの撮影のため来園されています。現地では、撮影で鳥などに影響がないよう距離を置いた撮影場所を定めたり、巣箱を設置し鳥などの生態系が壊れないよう工夫されており、このことにより毎年のように鳥の数も増えているようです。昨年からは希少種であるヤイロチョウが見られるようになってきているようです。

この施設は、平成22年4月1日から指定管理施設として現在の指定管理者に委託しており、館長は県から野鳥保護員として任命を受けておられ施設の管理者として問題は無いと判断しております。